

西予市人事行政の運営等の状況について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 17年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
18年度	45,364	24,572,117	661,850	4,997,466	20.3	19.0

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

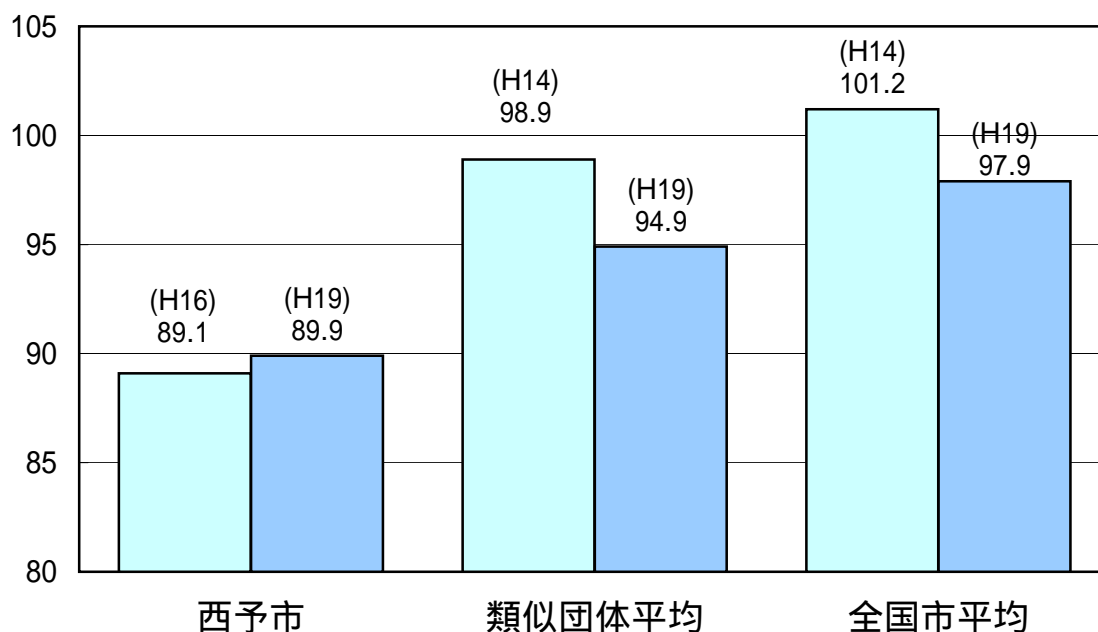
区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
18年度	653	2,257,946	280,207	900,573	3,438,726	5,266	6,026

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成18年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

平成16年4月1日新設合併
 平成18年4月1日から、市長、助役、収入役、教育長、議長、副議長、議員の給料を3%減額、更に任期中暫定的な削減措置として3%減額して支給
 特別職の職員で非常勤のもの報酬も年額・月額についても1%減額して支給
 職員管理職手当50%減額して支給
 職員期末勤勉手当加算額50%減額して支給
 特殊勤務手当の見直し(廃止含む)
 平成19年4月1日から、地方自治法の改正に伴い副市長制を導入 収入役廃止

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 給与改定の状況

月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
平成18年度	円	円	円 (%)	%	%	% 0.35

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
平成18年度	月	月	月	月	月	月 4.5

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤奨手当の年間支給月数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成19年4月1日現在)

一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
西予市	41.10 歳	299,482 円	335,848 円	313,784 円
愛媛県	43.8 歳	351,561 円	434,470 円	385,107 円
国	40.7 歳	325,724 円	383,541 円	円
類似団体	43.2 歳	331,766 円	384,098 円	358,865 円

技能労務職

区 分	公務員			民間			参考 A/B		
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種		平均年齢	平均給与月額 (B)
西予市	50.8 歳	53 人	232,585 円	245,235 円	236,992 円				
うち清掃職員	43.5 歳	5 人	217,260 円	238,337 円	223,937 円	廃棄物処理業従業員	43.3 歳	300,100 円	0.79
うち学校給食員	51.8 歳	17 人	237,876 円	245,518 円	245,518 円	調理師	41.5 歳	256,800 円	0.96
うち用務員	50.2 歳	13 人	246,985 円	260,292 円	260,292 円	用務員	53.7 歳	228,900 円	1.14
愛媛県	45.9 歳	500 人	323,506 円	367,580 円	345,063 円				
国	48.8 歳	5193 人	287,094 円	320,514 円					
類似団体	47.5 歳	38 人	303,078 円	327,575 円	316,564 円				

区 分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
西予市			
うち清掃職員	3,658 千円	4,193 千円	0.87
うち学校給食員	3,769 千円	3,143 千円	1.20
うち用務員	3,946 千円	3,284 千円	1.20

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤奨手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況(平成19年4月1日現在)

区 分		西 予 市	愛 媛 県	国
一般行政職	大 学 卒	170,200 円	170,200 円	種 179,200 円 種 170,200 円
	高 校 卒	138,400 円	138,400 円	種 138,400 円
技能労務職	高 校 卒	135,600 円	134,000 円	-
	中 学 卒	123,900 円	120,200 円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(平成19年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	231,100 円	290,350 円	319,533 円
	高 校 卒	200,500 円	256,883 円	294,300 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	- 円	- 円
	中 学 卒	158,800 円	197,200 円	236,600 円

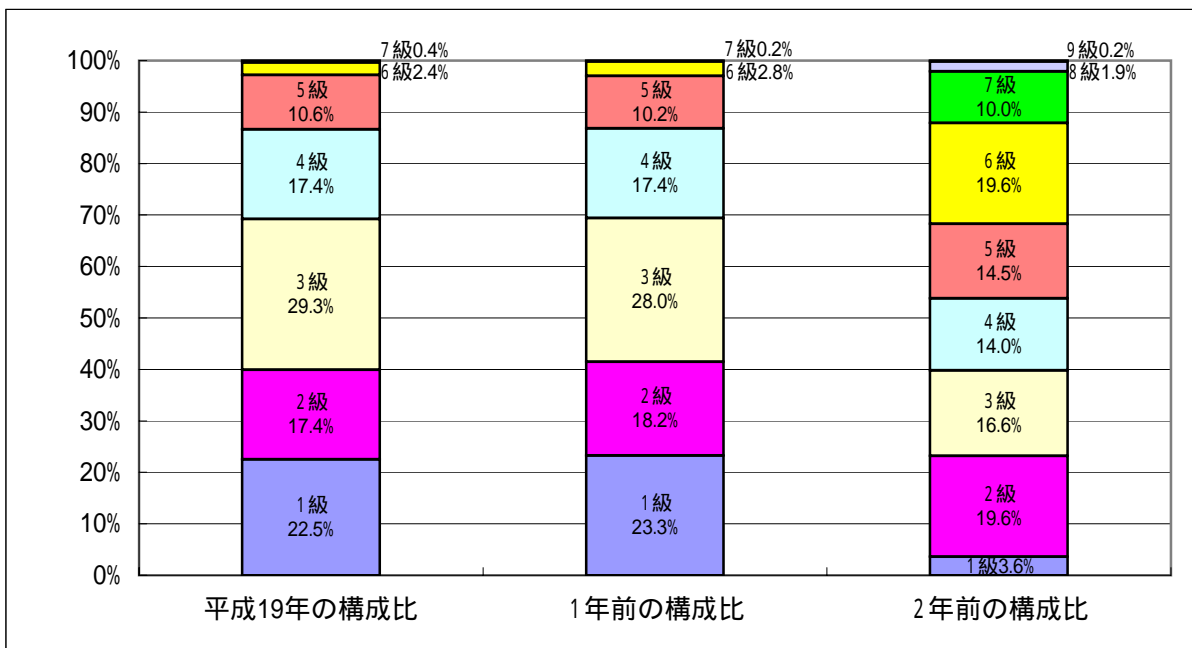
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成19年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事補、主事	104 人	22.5 %
2 級	主査	80 人	17.4 %
3 級	専門員、係長	135 人	29.3 %
4 級	課長補佐	80 人	17.4 %
5 級	課長	49 人	10.6 %
6 級	部長	11 人	2.4 %
7 級	部長(総括部長)	2 人	0.4 %

(注) 1 西予市給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年度に9級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

現在、合併後の給与調整を実施しているため、勤務成績の評価は実施していない。
給与調整を早急に完了させ、人事評価制度導入に向け今後検討していく。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

西 予 市		愛 媛 県		国	
1人当たり平均支給額(18年度) 1,379 千円		1人当たり平均支給額(18年度) 1,739 千円			
(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分		(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分		(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

現在、勤勉手当については一律支給している。
今後、人事評価制度実施にあわせて勤勉手当への反映も検討していく。

(2) 退職手当(平成19年4月1日現在)

西 予 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 5～50%		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
(退職時特別昇給	無)				
1人当たり平均支給額	3,248 千円	21,427 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成18年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成19年4月1日現在)

支給実績(平成18年度決算)			0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)			0 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
	%	%
	%	%
	%	%

(注)国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(4) 特殊勤務手当(平成19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		58,396 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		290,525 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(17年度)		19.7 %	
手当の種類(手当数)		7	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症疫病作業等に従事する職員の特殊勤務手当	感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の診療、看護、救護又は感染症菌附着した物件若しくは附着の危険がある物件の処理作業に従事した職員	感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の診療、看護、救護又は感染症菌附着した物件若しくは附着の危険がある物件の処理作業	日額1,000円
養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターに勤務する職員の特殊勤務手当	別表	別表	別表
野犬捕獲及び動物死体処理危険手当	野犬及び畜犬の捕獲業務に従事及び並びに動物(犬・猫・狸・狐)の死体を処理した職員	野犬及び畜犬の捕獲業務に従事及び並びに動物(犬・猫・狸・狐)の死体を処理した職員	1日につき1,200円
処理場勤務手当	東部・西部衛生センター及びクリーンセンターに勤務する職員	ゴミ、塵芥処理業務	月額6,000円
生活保護業務員手当	福祉事務所に勤務する生活保護の現業を行う社会福祉主事及び査察指導員の現業職員	現業(外勤)従事及び査察指導	月額4,000円
診療所に勤務する医師の特殊勤務手当	診療所に勤務する医師	研究	月額100万円を超えない範囲内において、市長が定める額
診療所に勤務する医師の研究手当	院長の職にある者 医長の職にある者 医員の職にある者	医療研究	1月につき当該医師の給料月額100分の70を超えない範囲内において、市長が定める額

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (17 年度決算)	104,878 千円
職員1人当たり平均支給年額 (17 年度決算)	100 千円
支給実績 (18 年度決算)	69,079 千円
職員1人当たり平均支給年額 (18 年度決算)	69 千円

(6) その他の手当(平成19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	別表	同じ		95,276 千円	235,832 円
住居手当	別表	同じ		25,958 千円	168,556 円
通勤手当	別表	同じ		45,283 千円	74,478 円
管理職手当	別表	同じ		33,499 千円	205,517 円
休日勤務手当				千円	円
産業教育手当				千円	円

5 特別職の報酬等の状況(平成19年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給料	市区町村長	842,100 円	(参考)類似団体における最高/最低額 940,000 円 / 160,000 円	
	(868,200 円)			
	副市町村長	653,000 円	760,000 円 / 419,000 円	
	(673,200 円)			
	副市町村長	587,600 円	760,000 円 / 419,000 円	
報酬	収入役	(605,800 円)	670,500 円 / 455,800 円	
		- 円		
		(- 円)		
	議長	420,500 円	598,000 円 / 266,000 円	
	(433,600 円)			
期末手当	副議長	342,500 円	522,000 円 / 214,000 円	
	(353,100 円)			
	議員	313,300 円	465,000 円 / 177,000 円	
	(323,100 円)			
退職手当	市区町村長	(19年度支給割合)		
	副市町村長	3.35	月分	
	収入役			
	議長	(19年度支給割合)		
	副議長	3.35	月分	
備考	議員			
	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市町村長	給料月額 × 在職月数 × 100分の46	19,169,856	任期満了時
	副市町村長	給料月額 × 在職月数 × 100分の27	8,724,672	任期満了時
収入役	給料月額 × 在職月数 × 100分の27	7,851,168	任期満了時	
	-	-	-	

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

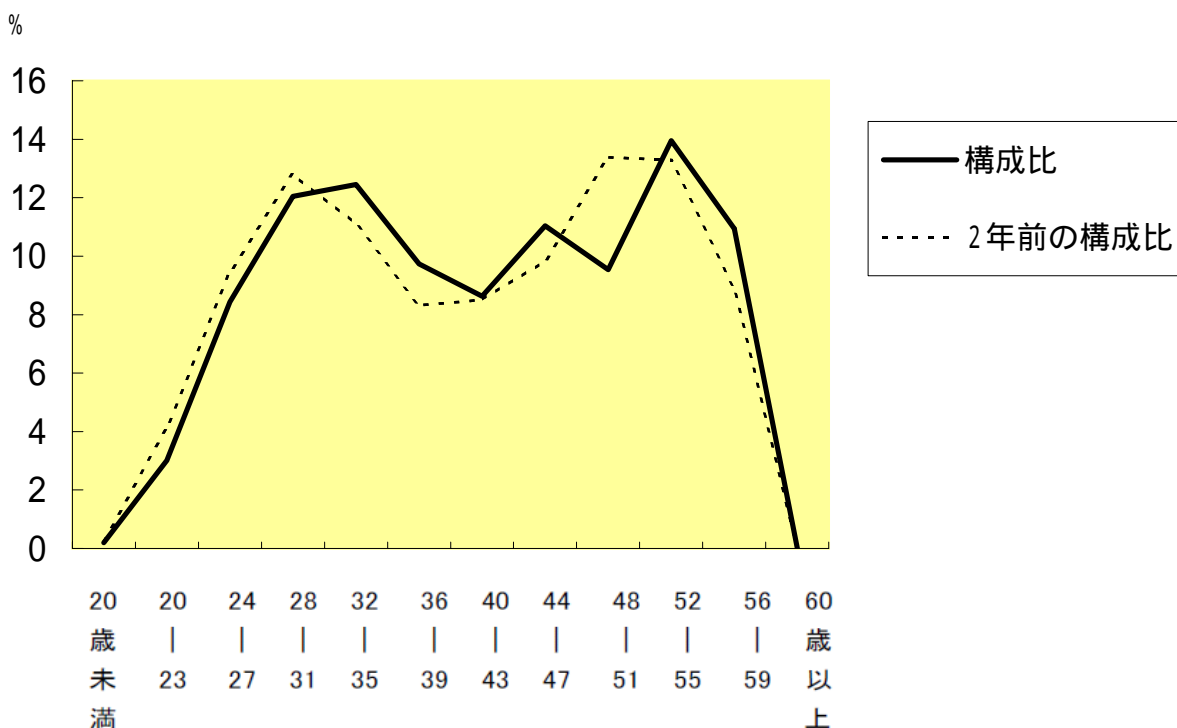
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成18年	平成19年			
普通 会計 部門	一 般 行 政 部 門	議 会	6	5	1	事務の統廃合縮小 退職者不補充 退職者不補充 事務の統廃合縮小 観光業務スタッフ充実 事務の統廃合縮小 退職者不補充 事務の統廃合縮小
		総 務	110	108	2	
		税 務	39	37	2	
		労 働	1	1	0	
		農 林	63	60	3	
		水 産	17	19	2	
		商 工	57	53	4	
		土 木	129	128	1	
	生 衛	61	56	5		
	計	483	467	16	<参考> 人口1万人当たり職員数 102.95 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 76.62 人)	
教 育 部 門	129	127	2	事務の統廃合縮小		
消 防 部 門	58	60	2	欠員補充		
小 計	670	654	16	<参考> 人口1万人当たり職員数 144.17 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 100.98 人)		
公 営 企 業 等	会 計 部 門	病 院	202	195	7	事務の統廃合縮小
		水 道	19	19	0	
		交 通	0	0	0	
		下 水 道	12	12	0	
	そ の 他	117	117	0		
小 計	350	343	7			
合 計	1,020	997	23	<参考> 人口1万人当たり職員数 219.78 人		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(19年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 2	人 30	人 84	人 120	人 124	人 97	人 86	人 110	人 95	人 139	人 109	人	人 996

(3)定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
人 1,047	人 985	人 62	% 5.9

(参考)平成22年4月1日現在における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	985人

定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	17年	18年	19年	20年	17年～22年 計	(参考) 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目		
一般行政	職員数	472	483	467			
	増 減		11	16		(%)	
教 育	職員数	137	129	127			
	増 減		8	2		(%)	
消 防	職員数	56	58	60			
	増 減		2	2		(%)	
公 営 企 業 等 会 計	職員数	382	350	343			
	増 減		32	7		(%)	
計	職員数	1,047	1,020	997			
	増 減		27	23		(%)	

(注)1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

(4) 特殊勤務手当(平成19年4月1日現在)別表

職務の種類	職務の内容	支給期間	金額
養護老人ホームの業務に従事する職員	入所者の処遇に直接従事する者(主任介助員)	1箇月	8,000円
	入所者の処遇に直接従事する者(介助員、看護師、生活指導員)	1箇月	5,000円
	入所者の遺体処理に直接従事する者	従事者1人 1回	2,000円
特別養護老人ホームの業務に従事する職員	入所者の処遇に直接従事する者(介護員)	1箇月	月給×8/100 15,000円限度
	入所者の処遇に直接従事する者(看護師)	1箇月	月給×6/100 15,000円限度
	入所者の処遇に直接従事する者(生活指導員)	1箇月	月給×4/100 15,000円限度
	入所者の処遇に直接従事する者(介護支援専門員)	1箇月	月給×4/100 15,000円限度
	入所者の処遇に直接従事する者(機能訓練指導員)	1箇月	8,000円
デイサービスセンターの業務に従事する職員	入所者の処遇に直接従事する者(介護員)	1箇月	月給×5/100 15,000円限度
	入所者の処遇に直接従事する者(指導員)	1箇月	月給×5/100 15,000円限度

(6)その他の手当(平成19年4月1日現在)別表

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度との異なる内容																										
扶養手当	<p>A. 配偶者 13,500円</p> <p>B. 配偶者以外 2人までそれぞれ 6,000円</p> <p>・職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあっては、そのうち1人について 6,500円</p> <p>・職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人について 11,000円</p> <p>その他の扶養親族については5,000円</p> <p>満16歳年度当初から満22歳年度末までの間にある子1人につき5,000円を加算</p>	同																											
住居手当	<p>A. 職員の居住する借家・借間 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 ・家賃の月額から12,000円を控除した額 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員</p> <p>・家賃の月額から23,000円を控除した額の1/2(その控除した額の1/2が16,000円を超える時は16,000円)を11,000円に加算した額</p> <p>B. その所有に係る住宅に居住している職員で、世帯主である者 ・月額2,500円(新築また購入の日から起算して5年間)</p>	同																											
通勤手当	<p>A. 交通機関等の利用者</p> <p>・運賃相当額。ただし運賃相当額が45,000円を超える場合は、45,000円にその超える額の1/2(5,000円を限度)を加算した額</p> <p>B. 自動車等の使用者</p> <table border="0"> <tr> <td>使用距離が片道5km未満</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>” 5km以上10km未満</td> <td>4,100 円</td> </tr> <tr> <td>” 10km以上15km未満</td> <td>6,500 円</td> </tr> <tr> <td>” 15km以上20km未満</td> <td>8,900 円</td> </tr> <tr> <td>” 20km以上25km未満</td> <td>11,300 円</td> </tr> <tr> <td>” 25km以上30km未満</td> <td>13,700 円</td> </tr> <tr> <td>” 30km以上35km未満</td> <td>16,100 円</td> </tr> <tr> <td>” 35km以上40km未満</td> <td>18,500 円</td> </tr> <tr> <td>” 40km以上45km未満</td> <td>20,900 円</td> </tr> <tr> <td>” 45km以上50km未満</td> <td>21,800 円</td> </tr> <tr> <td>” 50km以上55km未満</td> <td>22,700 円</td> </tr> <tr> <td>” 55km以上60km未満</td> <td>23,600 円</td> </tr> <tr> <td>” 60km以上</td> <td>24,500 円</td> </tr> </table>	使用距離が片道5km未満	2,000 円	” 5km以上10km未満	4,100 円	” 10km以上15km未満	6,500 円	” 15km以上20km未満	8,900 円	” 20km以上25km未満	11,300 円	” 25km以上30km未満	13,700 円	” 30km以上35km未満	16,100 円	” 35km以上40km未満	18,500 円	” 40km以上45km未満	20,900 円	” 45km以上50km未満	21,800 円	” 50km以上55km未満	22,700 円	” 55km以上60km未満	23,600 円	” 60km以上	24,500 円	同	
使用距離が片道5km未満	2,000 円																												
” 5km以上10km未満	4,100 円																												
” 10km以上15km未満	6,500 円																												
” 15km以上20km未満	8,900 円																												
” 20km以上25km未満	11,300 円																												
” 25km以上30km未満	13,700 円																												
” 30km以上35km未満	16,100 円																												
” 35km以上40km未満	18,500 円																												
” 40km以上45km未満	20,900 円																												
” 45km以上50km未満	21,800 円																												
” 50km以上55km未満	22,700 円																												
” 55km以上60km未満	23,600 円																												
” 60km以上	24,500 円																												

管理職手当	市町の事務部局		同
	会計管理者、総務企画部長	27,050 (54,100)	
	部長、総合支所長	25,850 (51,700)	
	本庁課長(総務課長、財政課長、企画調整課長)	23,800 (47,600)	
	本庁課長	22,500 (45,000)	
	課長・特別養護老人ホーム施設長・養護老人ホーム施設長・つくし苑事務長・病院事務長	20,550 (41,100)	
	主幹	16,650 (33,300)	
	課長補佐・室長・保育園長・保育所長・施設長・館長補佐・特別養護老人ホーム施設長補佐・養護老人ホーム施設長補佐・次長・診療所事務長	14,100 (28,200)	
	議会の事務部局		
	事務局長	25,850 (51,700)	
	主幹	16,650 (33,300)	
	事務局次長	14,100 (28,200)	
	教育委員会の事務部局		
	部長	25,850 (51,700)	
	本庁課長	22,500 (45,000)	
	課長・図書館長	20,550 (41,100)	
	主幹	16,650 (33,300)	
	課長補佐・給食センター所長・館長補佐・指導主事	14,100 (28,200)	
	農業委員会の事務部局		
	事務局長	22,500 (45,000)	
	主幹	16,650 (33,300)	
	事務局次長	14,100 (28,200)	
	消防長の事務部局		
	消防長	25,850 (51,700)	
	課長・支署長・署長・次長	20,550 (41,100)	
	課長補佐・支署長補佐・署長補佐	14,100 (28,200)	
	監査事務局長		
	事務局長	20,550 (41,100)	

(注)1()内は、減額措置を行う前の金額である。